**中小企業信用保険法　第２条第５項４号　認定条件・必要書類等について**

【対象中小企業者】

１　法人の本店登記場所（個人事業者は主たる事業所）が大町市であること（個人事業者で、代表者住所が大町市外で事業所住所が大町市内の場合は可）

２　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、最近１ヶ月の売上高等が前年同月に比して20％以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して20％以上減少することが見込まれること。

【提出書類】

|  |
| --- |
| １　認定申請書 |
| ２　最近１ヶ月及び前年同月とその後２ヶ月の売上高が分かる資料（月別試算表、売上台帳、売上明細書、確定申告書等） |
| ３　委任状（金融機関等による代理申請により提出する場合） |

【注意事項・その他】

■提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。

■後日、書類の追加提出をお願いする場合があります。

■書類の不足、その他の諸条件により認定が受けられない場合があります。

■本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会における金融上の審査があります。

【認定窓口・お問い合わせ先】　大町市産業観光部商工労政課商業労政係

〒398-8601　大町市大町3887番地

ＴＥＬ：0261-22-0420(内線542)　　ＦＡＸ：0261-23-4660